

〔商品概要説明書〕

＜「J A秋田おばこウィンターキャンペーン2019」＞

(令和元年11月1日現在 適用中)

1. 商 品 名 (愛 称)	・キャンペーン金利定期貯金（1年もの） J A秋田おばこウィンターキャンペーン2019
2. 募 集 期 間	・令和元年11月1日から令和2年1月31日まで
3. 販 売 対 象	・個人
4. 対 象 商 品	・スーパー定期貯金〈単利型〉
5. 預 入 期 間	・1年（自動継続）
6. 預 入 方 法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・10万円以上（新規） ・1円単位
7. 払 戻 方 法	・満期日以後に一括して払い戻します。
8. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。初回満期日以降は、自動継続時の店頭表示の利率を、当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。 ・20.315%（国税15.315%，地方税5%）※の分離課税 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭のチラシに表示しています。
9. 手 数 料	－
10. 付加できる特約事項	・当該貯金は総合口座の担保とすることができます（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率）。 ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
11. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 預入期間が6か月未満の場合 預入期間が6か月以上1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 約定利率×50%
12. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
13. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当J A本支店（所）または金融共済部金融推進課（電話：0187-42-8092）にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A金融共済部金融推進課またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 仙台弁護士会（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。）

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A秋田おばこ